

● 第9回口頭弁論と次回期日 ●

原告の主張について ～本件解除が違法である理由～

南相馬避難解除問題弁護団

1 はじめに

原告準備書面(14)は、原告らの原発事故時の住所について指定されていた特定避難勧奨地点を解除した本件解除が違法である理由について、これまでの被告の反論を踏まえ、改めて主張するものです。

2 ICRP 勧告違反について

(1) ICRP 勧告について

ICRP 勧告、とりわけ2007年勧告と Publication 111 は、原発事故後の長期的な汚染状況である現状被ばく状況における放射線防護の考え方として、正当化の原則、最適化の原則、参考レベルの設定という3点を定めています。

(2) 正当化の原則について

正当化の原則とは、放射線被ばくの状況を変更させるいかなる決定も、害より便益を大きくするべきであるとの原則です。本件解除は、特定避難勧奨地点の指定にともなって提供されていた様々な避難への支援を終了させ、その結果として原告らを含む住民たちに、まだ放射線量が高く広く放

射能汚染が続いている本件地域への帰還を、経済的に迫るものです。したがって、本件解除が、原告らにとって、より多くの被ばくという「害」をもたらすものであることはいまでもありません。

被告は、特定避難勧奨地点は、その設定の有無にかかわらず居住することができるから、解除が害をもたらすことはないなどと主張していますが、本件解除によって様々な支援措置が打ち切られていることを無視した議論に過ぎません。

それでは、本件解除によって、何らかの便益がもたらされるのでしょうか。被告はこの点について、地点の解除が「放射線量に関する正確な情報をもたらす便益」を与えるとだけ主張しています。

確かに、情報の提供という観点からすると、「年間積算線量が20ミリシーベルトを下回る」という極めて限定的な情報を原告らに伝えてはいます。

しかし、情報の提供という観点からしても、被ばくを回避したい原告らが求めているのは、このような粗雑な情報ではありません。自宅の玄関先と庭中心という2点の放射線量がわかったところで、住民はどのように被ばくを回避して生活していけば良いのでしょうか。自宅の各箇所、自宅周囲、居住地域の通路・道路、子どもの遊び場、林や田畑などの作業場所など、よりきめ細やかな、面的汚染状況に関する情報がなければ、帰還するか否かについて意思決定をすることすら困難です。

実際には、こうした情報はすべて原告らを含む市民の努力により提供されています。

(3) 最適化の原則について

最適化の原則とは、被ばく線量を、合理的に達成できる限り低く保つべきであるという原則です。

被告は、最適化の原則が、「いかなる手段を講じても個人線量の大きさをできるだけ低く保つべきとの原則ではない」と主張します。しかし、原告らもそのような主張は行っていません。もし被告が、避難への支援の継続による被ばく回避が、最適化の原則の表現で言えば「合理的に達成可能でない」のであれば、そのような主張を行うべきですが、これまでかかる主張は行われていません。

(4) 参考レベルについて

参考レベルとは、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定が不適切であると判断される線量のレベルであり、ICRPは、現存被ばく状況については、これを1～20ミリシーベルトの下方部分から選択するべきであるとしているところ、現在の被告国の政策は、実際には、年間20ミリシーベルトを参考レベルとして設定しているものと同視せざるを得ません。この点について、本件解除は、参考レベルの考え方にも反するものです。

3 国内法令の定めを無視していることについて

最後に、本件解除が、放射性物質の表面密度限度に関する法令の定めを無視してなされたものであることを指摘したいと思います。原子炉等規制法や放射線障害防止法などの一連の放射線障害の防止に関する法律は、管理区域を定め、その区画

を明示し出入りを厳密に管理することを求めています。管理区域の指定基準の一つが、1平方センチメートル当たり4ベクレル、1平方メートルに換算すると4万ベクレルの表面密度です。原告らの本件事故時の住居や、本件地域のほとんどが、この基準を上回る汚染状況にあることについては、これまで様々な測定結果を通じて主張してきたとおりです。

本件解除の根拠法規である原災法と、原子炉等規制法や放射線障害防止法などの法令は、放射線による被害から人々の生命や身体を保護するという点について、その立法目的を同じくしています。

特に、原子炉等規制法等が保護の対象としているのは、社会的に有益な活動でありやむをえず被ばくをせざるを得ず、またそのことを知って契約関係に入る労働者を対象とするルールであり、またそれらルール上も、被ばくの回避、被ばく線量の管理、健康診断など、労働者を保護する様々なルールが、放射線量や汚染密度以外にも決められています。他方、原告らは、被ばくを自ら選んだわけではなく、被ばく回避のための教育も手段も提供されず、個人の被ばく線量も管理されず、また定期的な健康診断も義務づけられていません。

このような一般住民が帰還する場所を考慮するに当たって、放射線障害の防止に関する一連の法令の基準は当然参照され、むしろそれよりも厳しい基準で帰還の可否が判断されるべきではないでしょうか。少なくとも、こうした放射線障害の防止に関する一連の法令上の基準を考慮することなくなされた本件解除は、考慮すべきことを考慮せずになされたものであり、違法であることは明らかであると考えられます。

以上

※次回期日は、平成30年1月22日(月)午後1時30分から、東京地裁103号法廷です

南相馬の大気汚染は続く

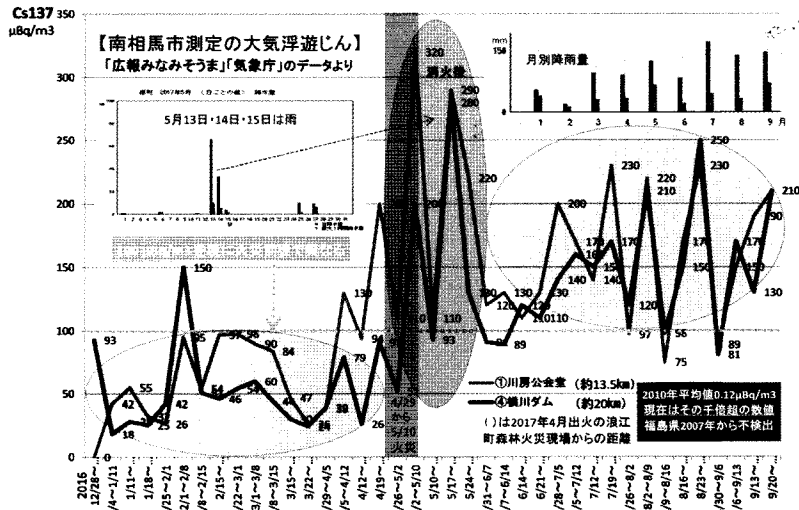
事務局 小澤洋一

火災鎮火後も下がらない数値

昨年の4月から5月にかけて、浪江町で森林火災が起きましたが、その後の影響についてお知らせします。「広報みなみそうま」が、発表する大気浮遊じん(モーターにより空気を吸い込みフィルターで捉えて放射能を測定)のデータから、火災後も空気の放射性物質を含む汚れが下がらないことがわかります。数値は、原発事故前である2010年の、全国平均値の約1000倍です。福島県は、事故前はND(不検出)だから表しようがありません。

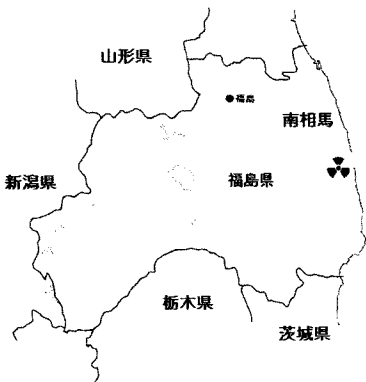
しかし、南相馬市の担当課は、まともな解析もせず、「健康影響が現れる数値ではない」としています。

環境要因は、土・水・空気ですが、空気は、お金持ちも貧乏人も平等です。まず、現実を知ることから始めましょう。



尿で内部被ばくがわかる

南相馬から他県に避難や移住をしても、気をつけないと福島県に住んでいる人と変わらないほど体内に放射性物質が取り込まれています。つまり、内部被ばくしているのです。尿は、ホールボディカウンターで検出できない放射性物質まで、精度よく検出できます。



今回は、測定者20名のうち、山形県・新潟県・栃木県・茨城県など、調査全県で、尿から放射性セシウムが出ています。他県のスーパーで産地を気にしない、わずかに汚染された米を食べているなど、原因はいくつか考えられます。

このような放射性物質で汚染された地域に、人々を帰還させようとする国に対して、こうした尿検査の結果を、裁判の証拠として提出するべきだと思います。

ばらまかれる放射能汚染

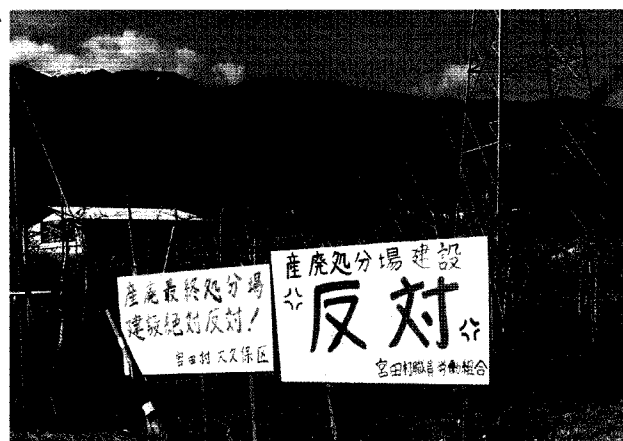
～長野県宮田村の処分場計画地を訪れて～

満田夏花／南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会

先日、長野県宮田村と駒ヶ根市にうかがいました。中央アルプスと南アルプスに囲まれ、天竜川の恵み豊かな宮田村では、放射性物質を含むゴミの処分場の建設計画が持ち上がり、村をあげての反対運動が起こっています。放射能汚染されたゴミは、関東広域から持ち込まれるといます。

心強いのは、宮田村をはじめ、長野県の9つの自治体で、放射性廃棄物や除染土の拡散に反対する意見書が採択されたことです。

たゆまぬ反対運動をされている宮田村や駒ヶ根のみなさんをリスペクト！



3・11以前は、放射性物質が、原発などの敷地の外にとびちることは想定されていませんでした。つまり、そのような事故は「起こらない」前提だったのです。放射性物質も、環境基本法および大気汚染防止法や水質汚濁防止法で規制している公害原因物質の例外として扱われていました。放射能汚染を規制する法律が不在のまま、原発事故が起こりました。

そして、とびちってしまった大量の放射性物質をなんとかするため、政府は、現実には法律をあわせてしまったのです。いままでかろうじてあった、ICRPの勧告にもとづく国内法や規制を緩めてまで……。

2011年に策定された「放射性物質汚染対処特措法」により、8,000ベクレル/kg以下のゴミは、通常のゴミと同じ扱いの処分をしてもよいことになってしまいました。従来は(いまでも)、セシウム137換算で100ベクレル/kg以上のものは、原発敷地内で厳重に管理されてきたのです。

「南相馬避難20ミリ撤回訴訟」の裁判の難しさの一つは、放射性物質による汚染に関する法制度が、整備されてこなかったことによるものが大きいと感じています。しかし、だからこそ、この裁判が重要だと思っています。原告の皆さん、弁護団の皆さんのご苦勞に感謝いたします。

口頭弁論の情報や報告会の資料は、「支援の会」のブログページからご覧ください。

<https://minamisouma.blogspot.jp/>

<発行人>

南相馬避難解除問題弁護団

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17

千代田会館4階

早稲田リーガルコモンズ法律事務所気付

Tel : 03-6261-2880 Fax : 03-6261-2881

<お問い合わせ>

南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9 FoE Japan 気付

TEL : 03-6909-5983 FAX : 03-6909-5986

携帯 : 090-6142-1807

E-mail : info.minamis@gmail.com